

第 15 回 教育委員会会議録（要点）

日 時 場 所	平成 27 年 10 月 1 日（木）午前 10 時 00 分 庁舎第 2 別館 11 階 特別会議室 2 号
出席委員 委員以外の出席者	西原委員長、藤井委員、奥本委員、吉良委員、高橋教育長 鎌田事務局長、林総務課長、益田学校教育課長、二宮社会 教育課長、近藤文化振興課長、神野体育振興課長、丹下学 校給食課長
傍聴者 欠席者	一般 1 名 なし
議 題	第 15 回 (1) 議案第 63 号 今治市営スポーツランド条例施行規則 の一部を改正する規則制定について (2) その他
西原委員長	午前 10 時 00 分、開会を宣す。 第 13 回、第 14 回会議録を承認してよいか問う。
—各委員—	承認する。
西原委員長	会議録の署名委員に吉良委員、高橋教育長を指名す る。教育長の報告を求める。
高橋教育長	2 点報告します。 まず 1 点目は、子供達の様子についてです。 9 月 13 日に中学校、20 日に小学校の運動会が行われま した。今年は雨が多く練習はあまりできませんでしたが、 子供達は力いっぱい走り、跳び、演技にがんばり、立派な 運動会ができました。特に大三島中、大島中、吹揚小は今 年統合して初めての運動会でしたが、どの学校もすばらし い運動会ができたと思います。それぞれの学校では、今ま

で以上に地域の方にご参加いただき、新しい歴史を刻む運動会としてしっかり子供達を支えてくださいました。

2点目、9月定例会市議会の報告をいたします。

私の方は、古川議員、岡田議員、森田議員、越智豊議員、福本議員の5名から一般質問がありました。

古川議員の質問は「文化施設について」でございました。子供達の夢を育てる実験教室や工作教室を備えたプラネタリウム施設を作ってはいかがかという質問に対しまして、近隣に県総合科学博物館などがあり、限られた財源の元、慎重に検討していく必要があります。他市にはない多様で特徴的な美術館、博物館を有効に活用した事業や、各学校において実験や工作、体験学習を通じて、主体的、意欲的な学習の充実に努め、ものづくり都市・今治市の将来の人材育成に繋げてまいりたいと答弁いたしました。

岡田議員からは、「教育行政について」4点の質問がございました。1点目の統合校の状況についての質問に対し、通学については概ね問題はなく、人数が増えたことで、社会性、コミュニケーション能力の向上、クラスで競い合うなど切磋琢磨する態度が身につけてきていますと答弁いたしました。2点目の義務教育学校についての質問に対しては、制度上の選択肢を増やしたものであり、現在の6・3制から4・3・2制、5・4制など柔軟な区切りができ、いじめ、不登校、中1ギャップ解消にも効果があると考えられています。今治市では、小中連携教育を推進しており、小・中学校が共通の教育目標を掲げ、合同行事、合同学習、出前授業などを実施し、教育課程の共通部分に関して、教職員・児童生徒の交流を積極的に行ない、いじめ、不登校、中1ギャップの解消に繋げており、今後も連携教育をしっかり進めていきたいと答弁いたしました。3点目の児童虐待・いじめ問題等については、学校と子育て支援課、県福祉総合支援センター、警察、教育委員会が緊密に連携し、適切な対応をしており、毎月、要保護児童対策地域協議会を開催し、情報交換、対策について話し合っています。いじめについては、昨年7月の「今治市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、今までの取り組みを見直しながら、

子供の命はしっかり守っていく、地域全体で見守る体制作りに取り組んでいきたいと説明いたしました。4点目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についての質問に対しては、新教育長の設置、教育委員会の透明化、総合教育会議の設置、大綱の策定が定められたことについて答弁いたしました。

越智豊議員からは、「学校教育について」3点の質問がありました。1点目の小中学校の道徳教育についての質問に対しては、道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養うことを目標に、道徳の時間を要として、学校教育全体を通して行っておりますと答弁いたしました。2点目、小中学校の道徳の教材についての質問には、学校の教育目標に基づき、それぞれの年間計画を立て、その年間計画に基づいた教材を使用しておりますと答弁いたしました。3点目の小中学校の道徳の学習指導要領についての質問に対しては、本年3月学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部が改正され「特別の教科 道徳」として道徳科が位置づけられました。道徳科の全面実施は、小学校が平成30年、中学校が平成31年から実施をしますが、この趣旨をしっかりと受け止め、十分な準備と計画を立て、実施してまいりたいと答弁いたしました。

福本議員からは、「学校における動物飼育活動について」2点の質問がございました。1点目は、えさ代、けがや病気のときの治療費はどのように対応しているか。2点目は、地域の人、獣医師との協力はどのようにしているのかという質問でした。現在のところ学校では、けがや病気で、獣医に診ていただいた事例はないということ。また、動物由来感染症やアレルギーの問題がありますので、できるだけ巡回動物園を利用したり、のま馬ハイランドなど管理がしっかりしている外部の施設を訪問したりして、動物との触れ合いを通じ、情操教育を推進している学校もありますと答弁いたしました。以上です。

鎌田事務局長

私からは2点、9月定例市議会での局長答弁の概要についてと公の施設の見直し、公の施設のあり方方針に基づく

「E」評価施設の取組について報告いたします。

9月定例市議会では、3名の議員の問いに答弁いたしました。

山本議員の議案第116号「専決処分について・調停の成立について」の、調停の内容についてと、事件の概要及び経過についての質疑に対し、本労働審判事件につきましては、申立人側は、職場においてパワー・ハラスメント行為を受けたと申立てをしていますが、当方は関係者から聞き取り調査などを実施した結果、その事実が認められなかったため、パワー・ハラスメントの事実を否定する主張をいたしました。労働審判の結果、パワー・ハラスメントの損害賠償請求に関しましては、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認するといった調停条項により調停が成立いたしました。また時間外手当請求は、労働審判の対象には該当しないとの決定により、却下となりました。これをもちまして労働審判の審理は終結いたしましたと答弁いたしました。

職場環境の改善についての質疑に対し、本市では「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「今治市パワー・ハラスメント相談員設置要領」を平成25年2月1日から施行しており、学校給食調理場を所轄する学校給食課では、機会あるごとに、この要綱等を全職員に周知するなど、パワー・ハラスメントの防止及び排除に努めておりますと答弁いたしました。

渡辺 文喜議員の一般質問の「四国八十八カ所霊場と遍路道」の世界遺産登録についての再質問「札所寺院のある校区の児童との交流について」に対しまして、現在、札所寺院のある校区の児童は、学習活動の一環として住職のお話をうかがったり、写生大会、清掃活動など、寺院との交流を行っております。古より伝わる「おもてなしの心」を継承することは、今治を愛し、誇りに思う子どもたちを育むことにつながると思っていますので、今後、こうした活動の中で、寺院を訪れる方々との交流についても考えてみたいと思っておりますと答弁いたしました。

谷口議員、質問の「生活困窮世帯の子供への支援について」の、「スクールソーシャルワーカーについて」、現在の配置と、活動状況の問いに対し、現在、スクールソーシャ

ルワーカーは、元教員4名を市内中心部の小学校と中学校計5校、教育委員会が所管する適応指導教室の計6か所に配置しております。スクールソーシャルワーカーは、問題を抱える子どもへの個別相談や家庭訪問、保護者への支援、ケース会議の開催や教員への助言、外部関係機関とのネットワーク構築や連携・調整などの役割を担い、学校だけでは解決しにくい問題について重要な役割を果たしております。今後、スクールソーシャルワーカーの配置が段階的に拡充されていくことにより、一層充実した支援ができるものと考えておりますと答弁いたしました。「学習支援について」、高知市や新居浜市での実践例を引用し、本市もこのような事業を行うべきでは、という問いに対しまして、学校では、生活困窮世帯の児童生徒について、家庭状況を把握しておりますが、そうした家庭の子供たちを含めて、教育的配慮や個別支援を必要とするすべての児童生徒に、基礎的・基本的な学力を身に付けさせるとともに、生きる力を育むための指導・支援を行っております。そうした取組の一つとして、今治市においては、嘱託非常勤講師や学習アシスタントを各学校に配置し、授業を中心に全教育活動、さらに放課後の活動においても、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな学習支援に取り組んでおります。学習支援事業について、高知市と新居浜市の実践例をご紹介いただきましたが、こうした事例をさらに調査し、今後、本市において、どのような支援ができるのか、関係部局と連携しながら検討してまいりたいと考えておりますと答弁いたしました。

次に、公の施設等の見直し、公の施設のあり方方針に基づく「E」評価施設の取組について、ご報告申し上げます。

統廃合や民間譲渡等により廃止を検討すべきとして「E」評価と判定された111施設のうち、教育委員会所管の施設は39で、全体の35%を占めております。その内、5施設につきましては、既に廃止の改正条例が議決済みです。今後におきましても、平成27年度中の条例等廃止の上程に向けて取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。以上です。

西原委員長

公の施設の見直しの結果について、決まった時点で、こ

の会議の中で報告していただきたい。

吉良委員

スクールソーシャルワーカーは、今、元教員の方が4名おり、今後、拡充していくとのことでしたが、今の時点では足りている状態なのでしょうか。また将来的にどの程度増やしていく予定でしょうか。

益田学校教育課長

スクールソーシャルワーカーは、ご説明いただいたように、相談活動、外部との連携、ネットワーク等、ご活躍いただいておりますが、主に学校側としましては、子供達、教職員、保護者の方々との相談活動を重視しております。スクールソーシャルワーカーの他に、スクールカウンセラーとハートなんでも相談員がおり、これらの方々を含めると、相談員がすべての学校に配置されている状況です。スクールソーシャルワーカーにつきましては、国の方でも予算を組んで段階的に人数を増員していくとの計画があると聞いておりますので、愛媛県、今治市につきましても今後拡充されていく予定でございます。

吉良委員

生活困窮世帯の学習支援についてですが、高校を卒業、就職しても、根本的な学習習慣が身につけていない人を見受けることがあります。学習習慣を付けるような学習支援をお願いしたいと思います。

益田学校教育課長

学校では、学習面、学習習慣面の支援のために、今治市、愛媛県から加配の教員をつけてもらっています。今治市からは中学校を中心に各校1名程度の嘱託講師、小学校を中心に学習アシスタントが配置されています。これらの先生方は、小学校ではチーム・ティーチングという形で、授業中に理解度が低い子供さんを中心に席について子供達を支援し、授業外ではドリルやテストの採点、データの取りまとめなどの補助をしてもらったり、中学校では、授業の支援をしていただくなど、きめ細かい子供達への学習支援を行っています。これにより教職員の時間的、業務的な負担が軽減することにより、より子供達と向き合う時間も増え、子供達への醸成と理解につながり、非常に効果を上げていると思います。今後も続けて、子供達へしっかり指導

して参りたいと考えております。

高橋教育長

学校の中では、学校教育課長が申したとおり、できるだけ一人ひとりの子供の心に添いながら、子供にとって今何が必要か考えながら指導していただいておりますが、問題は、吉良委員さんがおっしゃったように、子供達が家庭へ帰ってからの生活態度がどうなのかということが私達も一番心配です。各学校でも、家庭学習のあり方についてのしおりを配布したり、夏休み前などは日程表などを出してもらうなどして、子供達が規則正しい生活ができるような方向へ、親やPTAと連携しながら進めていくように取り組んでいるところです。ただ実態を考えてみますと、家庭に帰ったらゲーム三昧で過ごしている子供がいるのも事実のようです。そのために、先生方お忙しい中、家庭訪問をするなど、子供の様子を見たり、親御さんと話したりして、できるだけ規則正しい生活ができるよう、よりよい生活のあり方を親御さんと一緒に考えていくことをどの学校もしてくださっていますので、今後も、生活態度の改善に向けて進めていきたいと考えております。

吉良委員

親を変えるのは非常に難しい。子供を変える方が早道だと思います。そういう意味で学校の役割はとても大事だと思います。学校訪問の際など見てみますと、アシスタントや囑託の先生等が、できればもう少し、各学年に1人位いてくれたらよいと思いました。予算的にも難しい面があると思いますが、元教員の方にもっと入っていただけたらよいと保護者として思いました。

西原委員長

学校は、知識と社会性の両方を身に付けてもらう場所だと思いますが、最終は子供達が将来社会に出たときに、自立できるようにというのが一番の根底の目標だと思います。先ほど吉良委員さんがおっしゃったように、他人は変えられないけれど、自分是被えられる。そういうことも含めて、学校の現場で先生方に指導してもらいたいと思います。

西原委員長	<p>〈議題審議〉</p> <p>議題の審議に入る。「議案第 63 号 今治市営スポーツランド条例施行規則の一部を改正する規則制定について」説明を求める。</p>
神野体育振興課長	<p>—今治市営スポーツランド条例施行規則の一部を改正する規則制定について説明—</p>
西原委員長	承認してよいか問う。
—各委員—	承認する。
西原委員長	次に「その他」を議題とする。何かあるか。
近藤文化振興課長	「前田青邨と彼を取り巻く画家たち」の案内
西原委員長	午後 10 時 32 分閉会を宣す。

以上、会議の次第を記し、その相違ないことを証するため署名する。

吉良委員 _____

高橋教育長 _____